

自動車駐車場管理運営規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日 平成25年 3月 8日

平成25年 6月20日 平成25年12月19日

平成27年 8月27日 平成29年 8月10日

平成29年 9月28日 平成31年 3月 5日

(設置)

第1条 公益財団法人平塚市まちづくり財団は、道路交通の円滑化を図り、市街地の自動車の駐車
の利便に資するため路外駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
紅谷町駐車場	平塚市紅谷町18番8号

(管理者)

第3条 駐車場の管理者の氏名及び住所等は、次のとおりとする。

法人の名称 公益財団法人平塚市まちづくり財団

事務所の所在地 平塚市見附町31番10号

代表者の氏名 理事長

(休業日等)

第4条 駐車場は、年中無休とする。ただし、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるとき
には、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、あらかじめ
当該駐車場の見やすい場所にその旨を掲示しなければならない。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認め
る場合には、供用時間を変更することができる。この場合においては、変更した時間を駐車場の
見やすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認める場合には、供用時間終了後においても引
き続き駐車させることができる。

(開場時間)

第6条 駐車場の開場時間は別表第1のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたとき
は、開場時間を変更することができる。この場合においては、変更した時間を駐車場の見やすい
場所に掲示しなければならない。

(利用時間の制限)

第7条 駐車場の1回の利用（定期利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の
午後12時までを限度とする。ただし、管理者がやむを得ない場合と認めたときは、これを延長
することができる。

(駐車できる自動車)

第8条 駐車場に駐車できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する
普通自動車で、積載物又は取付物を含め、長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.
0メートル以下、重さ2,000キログラム以下のものとする。

(駐車料金)

第9条 駐車場に駐車する者（以下「利用者」という。）からは、別表第2及び別表第3に定める

ところにより駐車料金を徴収する。

(回数専用券及び定期券の発行)

第10条 利用者の利便に資するため回数専用券及び定期券を発行することができる。

2 回数専用券は、1, 100円に相当する回数専用券を1, 000円で発行する。

3 定期券の種類及び料金は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、月の途中で定期券の発行を受けた場合は、日割計算による料金とする。

(定期券の利用)

第11条 定期券による駐車場の利用等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 定期券は、他人に譲渡又は転貸してはならない。

(2) 駐車場が満車であるときは、駐車できないことがある。この場合、定期料金の還付はしない。

(3) 定期券による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合、超過時間の駐車料金の算定は別表第2に規定する普通駐車料金を適用する。

(4) 定期券による利用者は、管理者に申請して登録した車両以外に駐車場を利用してはならない。またその車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

(5) 定期券による利用者は、定期券を破損又は紛失したときは、所定の届書により管理者に提出するものとする。この場合において、定期券を再発行するときは、別表第3に定めるところにより定期券の再発行に要する費用を徴収する。

(6) 定期券による利用者が駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を及ぼすおそれがある場合は、管理者は定期券の返還を求めることができる。

(駐車券の交付及び返却)

第12条 利用者は、入場の際駐車券の交付を受け、退出の際これを返却するものとする。

(駐車料金の納付)

第13条 利用者は、駐車料金を駐車場から自動車を退出させる際納付しなければならない。ただし、第10条に規定する回数専用券及び定期券の利用者については、これを発行する際に納付しなければならない。

(駐車料金の免除)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、駐車料金を免除することができる。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は、地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) その他管理者が特に必要と認めた自動車

(駐車料金の還付)

第15条 既納の駐車料金は還付しない。ただし、第4条の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の禁止)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車させないものとする。

(1) 発火性又は引火性の物品、その他の危険物を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設設備又は他の自動車等をき損し、汚損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為及び退去措置)

第17条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設設備又は他の自動車をき損し、汚損し、若しくは滅失すること。
- (3) 火気の使用又は他人に迷惑を及ぼす騒音を発すること。
- (4) 営業行為、宣伝、募金その他これらに類似する行為をすること。
- (5) その他管理上不相当と認める行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は該当する行為をするおそれがあるときは、当該利用者の自動車の駐車を取り消し、退去させることができる。

(事故等の届出及び応急措置)

第18条 利用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

- (1) 駐車場の施設設備又は他の自動車等をき損し、汚損し、若しくは滅失したとき。
- (2) 駐車する自動車について異常若しくは事故又は盗難等を発見したとき。
- (3) 駐車場において不審な者を発見したとき。

2 係員は、前項の届出があったときは、速やかに所要の処置を講ずるとともに、その旨を管理者に報告しなければならない。

(引取り請求)

第19条 利用者が第7条に規定する利用期間を超えて車両を駐車している場合又は定期券利用者が定期利用契約期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる

(車両の移動)

第21条 管理者は、第19条第1項の場合において管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他に移動することができる。

(車両の処分)

第22条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催

告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされていないときは、催告をした日から3箇月を経過した後、利用者に対して通知又は駐車場における掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し、又は、駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分したときは、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

（損害賠償の免責）

第23条 管理者は、盗難又は利用者等によって生じた損害については、その責めを負わない。

- 2 管理者は駐車場の自動車及び積載物の自然災害、不可抗力その他管理者の責めに帰さない事由によって生じたき損、汚損又は滅失の損害については、その責めを負わない。

（損害賠償請求等）

第24条 利用者は、管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害の賠償を請求しようとする場合には、直ちにその被害について管理者の確認を受け、書面によりこれを請求しなければならない。

- 2 自動車の損害賠償は、当該自動車の時価、使用年限及びき損、汚損又は滅失の程度その他の状況を勘案してこれを行うものとする。

（損害賠償義務）

第25条 利用者は、駐車場の施設設備をき損し、汚損し又は滅失したときは、管理者の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。

（改廃）

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（その他）

第27条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第2の規定、第2条の別表の規定及び第3条の別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の駐車料金等から適用し、同日前の駐車料金等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する、

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年8月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第2の規定及び別表第3の規定は、平成31年8月1日以後の駐車料金等について適用し、同日前の駐車料金等については、なお従前の例による。ただし、改正前の別表2の備考欄中、市民センター利用者の駐車料金の規定については、平成31年3月5日から適用する。

別表第1（第5条及び第6条関係）

駐車場の供用時間及び開場時間

名 称	供用時間	開場時間
紅谷町駐車場	24時間	24時間

別表第2（第9条関係）

普 通 駐 車 料 金

名称	区分	金額	備考
紅谷町駐車場	普通駐車料金 (2時間40分以内の利用に適用する。)	20分ごとに1台100円	平塚市総合公園利用者については、20分ごとに1台100円
	長時間利用料金 (2時間40分を超える利用時間に適用する。)	12時間まで1台900円(12時間を超える利用については、12時間を超えて20分ごとに1台100円を上記の料金に加算する。なお更に12時間を超える時間に2時間40分を超えて、12時間までは1台900円とし以後は同様とする。)	平塚市総合公園利用者については、12時間まで1台500円(12時間を超える利用については、12時間を超えて20分ごとに1台100円を上記の額に加算する。)

(注) 長時間利用料金は、七夕期間中は適用しない。

別表第3（第9条、第10条及び第11条関係）

定期の種類等及び料金

名称	車種	区分	単位	金額	備考
紅谷町駐車場	自動車	平日	1箇月	15,420円	日曜日及び土曜日並びに休日を除く。
		夜間	1箇月	10,280円	ただし、午後5時から翌午前9時まで
		全日	1箇月	20,570円	
定期券の再発行			1回	1,000円	

（注） 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。